

第1回米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会会議録

開始日時	令和2年(2020)7月22日(水)10時00分 開会	
会場	米原市役所山東庁舎3階 第1委員会室	
出席者	委員：横山幸司会長、吉田正子副会長、重吉豊委員、藤田安子委員、振角大祐委員、 吉田真由美委員 事務局：松田次長、小川副参事	
欠席者	委員：なし	
傍聴者	一般：なし 報道：滋賀夕刊新聞社	
次第	発言者	発言内容
1 開会	事務局	<p>改めましておはようございます。</p> <p>会長が決まりますまでは、私が進行をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは始めさせていただきます。</p> <p>お願いでございますが、会議の様子について記録写真を撮影させていただきたいと思います。これは議会だより、それからウェブサイトの方で、こういう会議をしましたっていうことで、またオープンにしていきたいというふうに思っておりますので、御協力お願いいたしますのと、報道機関の方からも写真の撮影の申し出が出ておりますので、こちらについても、御了承賜りますように、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>まず、会議成立の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>当審議会の条例をお手元の方に配付させていただいておりますが、これの7条第2項に、会議は委員の半数以上の出席で成立するということになってございます。委員は6人でございまして、今日は全員の御出席をいただいておりますので、ここで会議が成立していることを御報告させていただきます。</p>
2 議長挨拶	議長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>議長の吉田でございます。</p> <p>今日は第1回米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様には大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、この度は、委員の就任を快くお引き受けいただきましたことも、心から感謝申し上げます。</p> <p>当審議会は当初、5月から開催する予定をしておりましたけれども、新型コロナウイルスの感染症の拡大もあり、開催時期を見極めていたところであります。緊急事態宣言が解除され、一定市民の皆様の生活も戻りつつあるということから、本日の運びとなりました。</p> <p>なお、会議は3密を避けて、マスク着用等の感染症拡大防止対策を講</p>

		<p>じた上で開催して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、米原市議会では、平成 22 年から市民に開かれたわかりやすい議会を目指して、議会改革、議会の活性化に取り組んでおります。平成 25 年 6 月には、議会および議員の責務や議会の基本的な事項を定めた米原市議会基本条例を制定し、議会が果たすべき役割であります地方自治の本旨の実現と、市民福祉の向上のために、議員一人一人が邁進しております。</p> <p>今回、皆様に御審議いただきます議員報酬、議員の定数そして政務活動費は密接に関連している問題であり、市民の皆さんの関心の高い課題でもあります。</p> <p>市民の代表であります議員の定数は、地方の自立したまちづくりが求められる今日にありましては、それぞれの自治体が条例で定めることができる改正され、本市においても、平成 21 年、平成 29 年の改選時に見直しを行っております。</p> <p>隣の長浜市では、先月議員定数の見直しを行われ、令和 4 年の改選時から 26 人から 4 人減じた定数とされることを決定されています。</p> <p>本市におきましては令和 3 年 10 月の議員改選に向けて、議員定数だけでなく、議員報酬、政務活動費の在り方についても、あわせて議論すべきとの意見が出て参りました。</p> <p>後ほど、私から審議する内容の付託をさせていただきますが、特に委員の皆様には、大変御負担をおかけすることになりますが、何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、皆様からの客観的かつ忌憚のない御意見と活発な議論をお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
3 委嘱状交付		(議長から代表で横山委員に交付)
4 委員および事務局の紹介	委員	【名簿順に委員自己紹介】
	事務局	【事務局自己紹介】
5 会長および副会長の選出(委員互選)	事務局	<p>では次に、会長および副会長の選出というところに入らせていただきたいと思ひます。</p> <p>先ほど申し上げた審議会条例の 6 条に、正副会長の選出は委員の互選によるとなっております。</p> <p>互選の方法についてなんです、今日皆さん初めてお会いされた中で、御発言をしてくださいというのもあれなんですけれども、どのような形にさせていただいたらよろしいでしょうか。</p>

	委員	(「事務局一任」の声あり)
	事務局	今、事務局の方に一任というふうなお声掛けをいただきましたが、よろしいでしょうか。
		(異議なし)
	事務局	<p>それでは、まず会長に、今回、識見者ということで、この委員の方にお願いをしております幅広い識見をお持ちで、またかつ本市の行政経営改革、こちらの方にも携わっていただいております横山先生の方にお願いしたいと思います。</p> <p>それと、副会長につきましては、吉田正子様をお願いしたいというふうに思いますが、皆さんいかがでしょうか。</p>
		(異議なし)
	事務局	それでは、会長に横山先生、そして副会長に吉田様ということで、決定いたしました。
		(会長・副会長 席を移動)
	事務局	それでは、会長と、それから副会長の方から一言ずつ御挨拶を賜れば幸いに存じますのでよろしくお願いいたします。
	会長	委員長職を仰せつかりまして僭越至極ではございますが、委員の皆様、事務局の皆様、議長様と力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
	副会長	会長の下、米原市議会が活発に動けるような、そんなことの議論ができればと思います。よろしくお願い致します。
6 諮問	事務局	当審議会に調査、審議いただく内容につきまして、議長から会長に諮問をさせていただきます。
		(議長から会長に諮問)
	事務局	<p>ただいま諮問書の方が、それぞれ皆様のお手元にお配りされたかと思っておりますので、ちょっと見ていただきたいなというふうに思います。</p> <p>私の方から、少し読み上げをさせていただきたいと思っておりますので、お付き合い合ってください。</p>
		【別紙 諮問書を朗読】
	事務局	<p>なお、今回の審議会で議論いただき、答申いただいた事項につきましては、答申を基に、議会で決定し、報酬に係るものにつきましては、市長の報酬審議会へも諮問ということがありうるかもわかりません。</p> <p>なお、その適用につきましては、改選後の議会からということになりますということで、ただいまの諮問書の中身、そして今後の大まかな流れということで説明をさせていただきました。</p> <p>ここで、議長の方は退室をさせていただきますので、御了承賜りますようお願いいたします。</p>
		(吉田議長 退室)

	事務局	それでは、ここからの議事進行は、会長にバトンタッチさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
7 議題 (1) 審議会の進め方等について	会長	最初に、当審議会の運営に関する基本事項につきまして事務局から御説明お願いたします。
	事務局	<p>私から審議会の運営に関する基本事項について説明をさせていただきます。関係条例の議会基本条例と当審議会条例をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>まず1ページ、議会基本条例の目次の付則の下の部分ですが、これが前文です。この最後の部分、議会の公平性および透明性を確保し、市民に開かれた議会のあるべき姿をここに定め、条例を制定する。ここが議会基本条例の基本理念ですが、当審議会におきましてもこの基本理念を尊重して、会議、会議結果、審議経過などは原則公開すべきものと考えておりますので御理解をお願いします。</p> <p>また、本日の会議につきましても、事前に報道各社にお知らせしております。今後も、報道機関や市民の方の傍聴があるかもしれませんので、御承知おきをお願いいたします。</p> <p>なお、審議の内容から、個人情報取り扱い扱われることはないと思っておりますが、審議の過程で、市の情報公開条例に定める非公開情報が含まれるような内容になる場合は、例外として、この会議を非公開にすることができます。この場合は審議会条例第8条により、会長が審議会に諮って、非公開とするかどうかを決定するという運びになります。以上、運営に関する御説明とさせていただきます。</p>
	会長	<p>この委員会の運営について基本的な御説明がありました。</p> <p>何かこのことについて、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。</p>
		(質問なし)
	会長	<p>この委員会だけじゃなくて、基本的には審議会は公開して、結果を公表していくというのが原則でございます。ただ非公開にした方がいいような特段の事項が含まれれば、委員にお諮りして委員会として非公表とすることもできるとございまして、どうか御承知おきいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、今日のところは傍聴の方がいらっしゃいますか。</p>
	事務局	報道機関の方です。
	会長	それでは会議を原則どおり公開し、結果を公表すること、また会議の傍聴を認めるということで、よろしいでしょうか。
		(異議なし)
会長	次に、審議の進め方ならびに今後の日程について、全体の流れについて事務局から御説明をお願いいたします。	

	事務局	<p>審議の進め方と日程について御説明させていただきます。</p> <p>当審議會は、本日の会議を含め5回の会議を予定しております。</p> <p>事前に各委員の皆さんに御連絡しておりますが、日程の確認をさせていただきますしたいと思います。</p> <p>第2回を8月20日（木曜日）、第3回を9月10日（木曜日）、第4回を10月6日（火曜日）、第5回を10月27日（火曜日）、いずれも午前10時から、この山東庁舎第1委員会室で開催を予定しております。</p> <p>審議内容につきましては、第2回、3回で議員報酬と定数を、第4回で政務活動費と合わせて費用弁償の支給に関しても御意見を賜りたいと思っております。第5回には、意見を取りまとめた答申を行う予定をしております。</p> <p>なお、審議の状況によっては、日程や審議内容が若干前後することがあるかも知れませんが、その点は御了承いただきたいと思います。以上でございます。</p>
	会長	<p>日程等について御説明を受けました。</p> <p>このことについての皆様から御質問等ございますでしょうか。</p>
		(質問等なし)
	会長	<p>順調にいけば、5回で終了ということでございます。よろしく願いいたします。</p>
(2) 意見交換	会長	<p>議題(2)に入っていきたいと思っておりますけれども、意見交換となっておりますが、今日は何か審議して、すぐに何か決めるということではありません。まず議論の視点ですとか、今の議員定数等、県下の議会の他の自治体の状況、全国的な状況、そういった現状を事務局から御説明いただきまして、そのことにつきまして、今日は感想程度になるかと思っておりますが、委員の皆さんと意見交換をできたらと思っております。それでは、事務局の方から、まず御説明のほどお願いいたします。</p>
	事務局	<p>それでは、お手元に事前にお配りさせていただいております資料の中で、1つは、議員報酬等を議論するにあたっての視点というのが、3枚の紙で綴ったものがございます。もう1つは、議員報酬、議員定数および政務活動費の現状についてということで、これは少し6枚ぐらいの冊子になっているもの、この2つの資料をお手元の方に御準備ください。</p> <p>私の方は、先に説明しました議員報酬を議論するにあたっての視点ということで、今回この審議会で、どういう視点を含めながら皆さんに御議論いただきたいかということをお説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ちょっと長くなりますが、お聞きいただければと思います。</p> <p>まず、考察にあたっての視点ということで、丸括弧で4つほど挙げて</p>

		<p>おります。</p> <p>1つは、地方議会議員の地位に関する歴史的背景と議員報酬の性格ということ。そして、2つ目が本市議会議員の活動の実態、そして3つ目が類似団体との比較ということでございます。また、4つ目、必要とされる議員像とはというような、こういった論点で議論を展開していただければなということで挙げております。</p> <p>この、資料につきましては、このうちの(1)の部分を記載させていただいているものでございます。</p> <p>ちょっと読むような形になりますが、お付き合いいただければと思います。</p> <p>まず、議員報酬の歴史的な背景ということで、そもそも明治の時代から、この地方議会議員は誕生しているわけですが、明治の時代にありましては、地方議会議員は名誉職ということになってございます。いわゆる、地元の名士がその地位についておったということでございます。しかし、戦後1946年、昭和21年ですが、市制及び町村制、府県制が改正されまして、名誉職が廃止され、地方議会議員に対しても報酬を支給することができることとされました。現在の地方自治法では、地方議会議員に対しては報酬を支給しなければならないというふうな条文規定になってございます。名誉職とされてきた時代から、普通選挙による公選というふうになりました現代における地方議会議員の地位は大きく変化しております。</p> <p>それとともに求められる役割も複雑多岐になり、より専門性が求められています。他自治体における、こういった特別職の報酬審議会における議論では、類似団体との比較とか、そういった比較検討方式で議論を展開される場合が多いです。</p> <p>今回これに加えて、現代社会における地方議会議員の地位に関する考察、それから、その活動実態、そして自治体機能が担う役割について、行政のチェック機能だけではなく、二元代表制の一翼、これはよく例えられるんですが、市長の執行部局と議会という、この両輪が、ともに歩調を合わせながらというのが、二元代表制と言われる所以でございますが、そういう言われ方がされます。その二元代表制の一翼を担うとして、政策提案機能の充実を図る機関として昇華することの重要性の視点も重要な論点になってくるものと考えております。</p> <p>2番目の議員報酬をめぐる歴史的な展開ということでございます。</p> <p>(1)ですが、議員報酬の在り方について考察する場合、議論をめぐる歴史的な背景を俯瞰しながら、議員報酬の性格が時代とともにどう変化してきたか、そしてまた、現代社会において、地方議員を取り巻く環境はどう変化してきたかを知ることが、まず背景的に御認識</p>
--	--	---

		<p>いただきたいなという部分でございます。</p> <p>ちょっと先般の説明と重複することになります、地方議会の沿革につきましては、明治 21 年 1888 年になるんですが、市制及び町村制法というものがあまして、この中で、地方議会議員は名誉職として位置付けられてきました。この名誉職としての地位は、つまり無給ということで報酬なしということでございます。特例的に、職務のために要する実費弁償、旅費とかそういう関係になります、これについては支給することができる旨の規定がありました。1929 年の市政及び町村制それから府県制の改正によりまして、今で言うところの市長、それと助役等については、勤務に相当する報酬を受けることができるように改められました。しかしながら、地方議会議員については、相変わらず無給ということと、費用弁償以外は認められませんでしたということでございます。</p> <p>めくっていただきまして、戦後です。1946 年、これ先ほど言いました昭和 21 年に市制及び町村制法等が改正されまして、地方議会議員を名誉職としてきた規定が削除されました。また、地方議会議員についても報酬を支給することができるということになったことでございます。</p> <p>1947 年、これ昭和 22 年になります、現在の地方自治法が制定され、地方議会議員の報酬についても、これあくまでも任意規定ですが、支給することができるというふうな書きぶりでもございました。要するに、支給しなきゃならないんじゃないじゃなくて、することができますよっていう規定でした。それから、義務規定っていう、ちょっと難しい言い方しますが、支給しなければならないというふうな規定に改められました。今の地方自治法はそのような形になっています。すでに普通選挙の実現や、地方自治法の制定により、これまでの名誉職としての、いわゆる地元の名士による支配ではなくて、住民の意思を議会に反映させることができる、制度が形づくられてきたということでございます。</p> <p>なお、1947 年に新たに施行された地方自治法における地方議会議員の性格は、非常勤の特別職という位置付けでありました。報酬に対する性格も常勤の職員の勤務に対する反対給付、我々は給与という形でもらっておりますが、そうではなくて報酬というふうにされたということでございます。</p> <p>2008 年には、地方自治法が改正されまして、この改正により、地方議会議員の報酬については、その他の委員会の委員等の報酬に係る規定とは分離されまして、地方自治法上、203 条というのが独立した規定となりました。これは、例えば監査委員さんですとか、選挙の選挙管理委員会の委員さんですとか、そういう委員さんだと、同じ括りの中で、</p>
--	--	--

	<p>非常勤の特別職の公務員という規定に今まではなっていたんですけども、このときの改正で、地方議会議員は、そこから離れて、地方議会議員の報酬という部分が独立した法令、法文になったということでございます。地方議会議員の性格は、名誉職から普通選挙による公選人。それから、先ほど申し上げたそういった他の委員の同じ区分であった非常勤の職員の概念からも独立してきました。それぞれ改正時期においてその法的性格について、議論されることのないまま、これはどういうことかといいますと、一体じゃあ、地方議会議員とはどういう位置付けなんだということが全然議論をされてない状況の中で、今日に至っていると。つまり、明治時代には名誉職であったものがずっとそのまま引き継がれてきて、概念的に、そういった概念が今でもまだ残っているのかなというようなことでございます。</p> <p>(2)です。これは地方議会議員の議員報酬の引き上げと自治省との争いというふうなネーミングにしておりますが、どういうことかと言いますと、これちょっと文献を引用していますので、それをそのままちょっと読み上げさせていただきます。</p> <p>1960年代前半の日本は高度経済成長期のさなかにありました。人事院勧告は1960年代には一貫して、8%前後の高い水準で昇給を勧告し、これに伴い地方公務員の給与も上昇していた時代でした。こうした中、1960年、首相をはじめ、国会議員などの大幅な給与の引き上げが行われたことに呼応して各地方議会が、いわゆるお手盛りで議員報酬を引き上げようとするような、そういう動きが出始めました。多くの新聞が批判を展開し、自民党の政調会地方行政部会も決議をもってこの問題を批判するという事件がありました。自治省はこれを受けて、地方6団体を通じ、議員報酬引き上げの自粛を促すこととなりました。自治省としては、こうした不名誉な事態を未然に防止する必要性を感じたと。これは、文献の読み上げそのものになりますが、当時昔、そういう高度経済成長期、国会議員の報酬も上がれば、それに伴って、国家公務員の給与も上がっていく。それに伴って地方公務員の給与も上がっていく。そういった中で、議員の報酬についても、いわゆるお手盛りで上げていくと。それは、議会で、議決権を持つてるのは議会なので、それで自分たちで条例出して上げていくと、そういうふうな歴史的な背景があったということでございます。</p> <p>その当時の自治省としましては、地方議会議員の議員報酬が各議会において任意に定められていること、これを問題視しておりまして、自治体の首長および地方議会議員の報酬等の改定には、住民代表者による第三者機関で審議した後で改定を行うという。これは地方自治法改正しなければなりませんので、そういう改正を提出する予定でした。こ</p>
--	--

	<p>れに対して全国3議長会のうち、3議長会というのは、全国都道府県議長会というのが1つあります。米原市は市ですので、全国市議会議長会というそういう団体があります。町村については全国町村議会議長会という団体、この3つの団体があるんですけども、3つの団体のうち、全国都道府県議長会が猛反発をされたというようなことがありました。時の政治的な背景もありまして最終的には、特別職の報酬の改定については、こういった第三者委員会による審議を経る手法が採用されて、今日皆さん方集まっておりますけれども、今日の特別職の報酬審議会へと繋がっております。当時の自治省の考え方でございますが、議員の位置付けや報酬について、同じ特別職である常勤職としての首長等については、一般職の給与の改定のような仕組みを肯定し、地方議会議員の受ける報酬については、いわゆる生活給としての概念を否定するような考え方が今ずっと確立されてきているというようなことでございます。</p> <p>つまり、報酬でございますので、それは役務の対価に対するものということになっていまして、それは決して生活給じゃないんだよっていうことを、国の方は一貫して言ってきているというようなことでございます。</p> <p>戦後、高度経済成長期に起こった議員報酬増額をめぐる全国都道府県議会議長会と当時の自治省との論争は、その改定にあたり、今日における特別職の報酬審議会による手法を確立させましたが、平成20年の地方自治法の改正を経ても、議員や議員報酬の法的位置付けについて整理がされないまま今日の状況があると言えますということで、先ほど申し上げました地方自治法が改正された平成20年、あの当時非常勤の特別職の枠から、地方議会議員は別の条文立ての方に移ったんですけども、それでもその人たち、地方議会議員とはどういう位置付けなのかとか、報酬とはそもそも何なのかというふうな、あまりその議論が、なされない状況で今きているというふうなことでございます。</p> <p>学識者の見解ということで、少し古いんですが、これは東京都議会が、昭和35年当時ですけども、識者の見解を問うております。その中では、ちょっとこれはまた、注書きの方見てもらうとわかるんですが、そこまでは言いませんが、地方議会議員の地位、それは名誉職的な地位と常勤職との中間に位置するというふうな見解が主な内容でございます。また、議員報酬について、生活給としての性格に言及した意見もあるのはありますけれども、これを完全にこれはもう生活給になったんだというふうな、肯定するようなものでは、そこまでの共通認識には至っていないというような状況でございました。</p> <p>最後です。自治体議会の今日的な課題ということで、地方議会、特に</p>
--	--

		<p>村の議会といいますか、町村議会におきましては、今、全国で議員のなり手不足が問題となってきています。無投票でそのままというふうな、あるいはそれでも議員の席が埋まらないという状況です。その要因の一つとして、議員報酬の低さが言われています。これは主に町村議会議長会、全国のそういう組織の中で、そういった議論がされているということです。全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会からは、地方議員の法的な位置付けの明確化を図るための法整備の必要性、それから地方議会議員の厚生年金への加入のための法整備や、若い世代からの議会への参画を支援するための支援策等の要望が上がっております。</p> <p>一方、内閣総理大臣の諮問機関である、地方制度調査会の答申では、議員の法的な位置付けについては、今後の地方分権の進展や、議会機能の充実、そして強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、法制化に伴う法的効果を勘案しつつ、引き続き検討することが必要としています。この地方制度調査会ってというのは、何次何次ってことでもずっと続いてきてるわけなんですけど、今、第31次まで来てるんですけど、見てみると、この議員報酬それから議員の位置付けについてはずっと検討すべしということで、今まで流れてきているというような状況でございます。</p> <p>地方議会議員の性格はこれまで見ましたように、制度が誕生した当時は、地方の名士が無償でつく名誉職としての位置付けでした。しかし、戦後は名誉職から普通選挙による公選となり、報酬についても法的な権利として位置付けられてきました。また、2000年から始まった地方分権の流れは、これまでの機関委任事務が廃止されまして、法定受託事務以外はすべて自治事務となりました。これまでは機関委任事務と言いまして、国のやっている事務を自治体にそれぞれ委任するよというような形になっていたわけです。それが法定受託事務、それから、あとは自治事務とこの二つの区分に分けられた中で、今例えば、市役所の窓口で戸籍の関係とか、ああいったものは法定受託事務の範疇でございますが、主に今回のコロナの対策であるとか、そういったもの、施策についてはもう自治事務であると、自分ところでやりなさいよというようなことになってきております。自治体の担う役割は大きく変化してきていると。これとともに地方議会が担う役割も重要なものとなってきております。全国の自治体議会では、議会基本条例を制定して、市民に開かれた議会を目指してはおります。自治体間でも温度差があり、全国一律に自治体議会の存在意義の認識が向上しているとは少しちょっと言いがたい現状にもあると思われまます。議会が執行当局と並ぶ、二元代表制の一翼という名目を発揮するためには、議会を構成する議員一人一人のたゆまぬ自己研鑽と努力が基礎となることは言うまでもないです。</p>
--	--	--

		<p>市民にとって真に必要な施策を立案する、あるいは執行当局の施策に対して、そういった観点をもって、審査するためには、議会の会議に出席するだけでは、到底その域には達することはできません。議会の会議以外の場において、現場を知り、そして事実を確認し、そして市民の声を聞かなければならない。また、自治体規模や財政力、そして他自治体の先進施策や、国の動向等、自己研鑽への努力は必要不可欠な要素であり、専門的な視野を持った人材の養成が必須となりつつあります。そうした要素を備えた人の集団が議会を形成し、二代表制の一翼として機能することが、将来の米原市の行く末を大きく左右することとなると考えます。現代において、地方議会議員は単なる名誉職的な地位ではなく、町の将来も左右する専門的な知見を有する集団ではなくなっていくようになってきています。また、多様な世代のニーズや意見を取り入れ、市の進むべき羅針盤を見極めるには、若い世代や女性など、多様な構成が必要となってきてもおります。地方議会議員の法的な位置付けを定めるためには、国による法整備が必要ですが、将来の米原市の発展のために、多様な人材がチャレンジできるような方策は、時代に合わせた検討をしていかなければならないということでございます。</p> <p>これざっと地方議会議員の置かれてきた今までの背景を説明させていただいて、今現在、うちはまだそこまで問題にはなっておりませんが、議員のなり手がなくなっているという現状も鑑みまして、そういった背景も視野に入れながら、この委員会の中で御議論いただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ちょっと長い説明になりましたが、以上でこの資料についての説明を終わらせていただきます。</p>
	会長	続きます、この現状について説明のほどお願ひいたします。
	事務局	<p>報酬、定数、政務活動費の現状について説明させていただきます。</p> <p>まず、議員報酬についてです。議員報酬については、地方自治法に支給しなければならない、額、支給方法は条例で定めなければならないと規定されています。それを受けまして、当市では米原市議会議員の議員報酬等に関する条例を制定し、議長が月額 40 万円、副議長が月額 33 万円、議員が月額 30 万円と規定しています。</p> <p>次に、(2) 議員報酬の変遷ですが、議員の金額で申しますと、米原市が誕生しました平成 17 年 2 月が 20 万円、米原市と近江町が合併しました平成 17 年 10 月には 25 万円と増額されました。その後、特別職報酬等審議会の答申を受けて、平成 21 年には 30 万円に増額する改正がなされますが、平成 23 年 10 月までは 25 万円、平成 27 年 6 月までは 27 万円と引き下げておられ、平成 27 年 7 月から現在の報酬額 30</p>

	<p>万円となっています。</p> <p>めくっていただきまして次のページ、(3) 県内各市の状況です。表のとおり、米原市は野洲市と並んで県内で一番低い報酬額となっています。表の一番右側ですが、財政力指数という指標があります。これは、表の下の米印で書かせていただいておりますが、標準的な財政運営に必要な一般財源、市税とか、地方交付税、地方特例交付金などですが、これらの自主財源がどのくらい確保できるかという割合を表しています。財政力指数が1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があることとなります。米原市は県内の市で11番目となっています。</p> <p>次に、(4) 近隣県の類似団体の状況です。類似団体とは、国が市町村を人口と産業構造により分類したもので、米原市は人口5万人未満で、2次、3次産業が95%以上、かつ3次産業が65%未満の分類に入り、滋賀県では野洲市、近隣県ではご覧のような自治体が類似団体となります。比較検証する場合に用いられる指標の一つとなります。類似団体の中で比較しましても、米原市は低い額となっているのが伺えます。</p> <p>続いて3ページ、5番、全国の状況です。まず、全国の市議会議員の平均報酬月額ですが、若干ではありますが増額傾向にあることが読み取れます。また、米原市は平成30年で、815市中740番目となっています。続いて、人口5万人未満の市の平均報酬月額ですが、こちらも増額傾向にあります。平成30年、273市中、米原市は207番目となっています。次の表ですが人口5万人未満の市の議員報酬の最高と最低額です。最高は神奈川県三浦市、人口が4万3,770人、最低が北海道の夕張市、人口8,770人となっています。夕張市は財政再生団体ですので、その直近上を参考までに申し上げますと、熊本県阿蘇市で、議員の報酬24万8,500円となっています。また米原市の人口と同規模の自治体、人口3万8,000人から4万人で見えますと、米原市が一番低い額ですが、その上の市を見えますと、愛媛県の西予市、東西南北の西に予定の予と書くんですけども、人口3万8,019人で、32万3,000円となっています。</p> <p>次に6番目、議員の活動の状況です。ここに記載しておりますのは、本会議、委員会など、いわゆる公務と言われる活動の日数になります。年によりばらつきはありますが、年間160日程度が公務による活動日数となります。この他に個々の調査や研究活動もありますが、その部分はちょっと数字として、表しにくい状況となっています。以上が報酬についての説明です。</p> <p>続いて4ページ、議員定数についてです。</p> <p>議員定数は、地方自治法91条に、定数は条例で定める、定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行えないと規定されています。これを受</p>
--	--

	<p>けて米原市議会議員の定数を定める条例を制定し、米原市の議員は 18 人と定めています。その下には、地方自治法の規定の変遷がありますが、これはまたお目通しいただきたいと思います。</p> <p>次に 2 番目、米原市議会議員の定数の変遷ですが、平成 17 年 10 月の合併で 24 人でしたが、平成 21 年の改選では 20 人、平成 29 年の改選で 18 人に減じております。</p> <p>めくっていただいて 5 ページ、(3) 県内各市の状況です。米原市と同じ定数 18 人の市は 5 市あります。その中で、米原市の人口が一番少なくなっています。一方、面積では、2 番目に広い状況となっています。議員 1 人当たりが受け持つ人口、面積を参考までに付けさせていただいておりますが、各市により状況が異なりますので、単純比較はできないと思いますが、御参考に見ていただければと思います。</p> <p>次に、(4) 近隣県の類似団体の状況ですが、13 人から 18 人の定数となっています。米原市もこの数値の中の定数となっています。</p> <p>次に、めくっていただきまして 6 ページ、全国の状況です。全国の市議会の 1 市当たりの平均は、減少傾向にあります。人口 5 万人未満の市においても同じように、減少傾向にあることがわかります。以上が定数についてです。</p> <p>続いて 7 ページ、政務活動費についてです。政務活動費は、地方自治法に、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる。交付の対象、額、交付方法、経費の範囲は条例で定めなければならないと規定されています。これを受けまして、米原市議会政務活動費の交付に関する条例を制定し、年間 12 万円の政務活動費を交付すると規定しています。</p> <p>この金額は、合併以降変更はありません。</p> <p>3 番目、政務活動費の執行状況ですが、現在の議員任期の平成 29 年度からの執行状況を載せております。この内容については、市の公式ウェブサイトなどでも公開しておりますが、各年度において返還額が発生している状況です。</p> <p>めくっていただいて 4 番目、県内各市の状況です。政務活動費についても、野洲市と同額ですが、県内で一番低い額となっています。</p> <p>次に、類似団体の状況です。支給をしていないところもありますし、各市において取り扱いは様々となっております。</p> <p>続いて 9 ページ、全国の状況です。ちょっと単位が漏れておりますけれども、これは月額範囲となります。米原市は、1 万円以上 2 万円未満の範囲に入りまして、全国で見ましても、人口 5 万人未満の市で見ましても、一番割合が高い区分に入っています。</p> <p>以上、それぞれの現状についての説明とさせていただきます。</p>
--	---

<p>会長</p>	<p>それでは、委員の皆さんから御質問や御意見をいただきたいと思 います。</p> <p>ちょっと私から思ったところを申し上げたいと思いますけど、印象 ですけども、まず議員報酬につきましては、米原市はそんなに高いとい うふうには思えないです。まあまあ低い方じゃないのかなと。そういう 面ではもう少し生活給的な、本当に現役世代が生活していけるぐら いの報酬を確保するということが、重要な視点かと思えます。</p> <p>ただ財政力と、それから人口減少の中で、単純に報酬を上げるとい うことは、なかなか厳しいだろうなというふうに思います。やはりそこは 定数との関係もあります。定数的には、類似団体を見ても、また人口1 人当たりの表を見ても、むしろより削減をしていって、議員一人一人の 資質を高めていくというようなところが望ましいんじゃないかなとい うふうに考えます。</p> <p>あと全国的な傾向ですけど、議長、副議長になると、なんか名譽的に 報酬が上がっているということは、私は合理的な理由はないと思っ ています。普通の議員の方の報酬を上げてあげた方がよっぽどいいん じゃないかなと思ったりします。</p> <p>それから、政務活動費につきましては、金額しか出てないので、もし 見せていただけるなら、やっぱりどういうことに使われているのかが 気になります。返還する人もいるというのは、全くもったいないとい うか本末転倒な話でございまして、きちんと、勉強していただくための活 動が政務活動費でございまして、むしろちゃんと使っていただくこ とに注力していただきたいなと思えます。決して米原市の政務活動費 が高いとは言えないと思うんですけども、問題はその辺の使われ方だ と思えますので、次回、その辺の資料をいただきたいと思えます。</p> <p>委員の皆さんは、どうお考えでしょうか。</p>
<p>副会長</p>	<p>村議会の方ではなり手がないうことで、米原の方は割となり 手があるようにも思うのですが、比べて、どの年代の方が、まさに生活 給っていうのであれば、そのお金で、家族を養い生活していくわけです から、議員さんの年代幅がちょっとわかるとありがたいなというのを 思いました。</p> <p>それと、政務活動費につきましては、何に使って、その成果をどのよ うに生かしておられるのか、委員会活動等々に生かしておられるのか、 あるいは条例等の政策提案までいっているのかどうか。多分、使って1 円までの領収書が添付されての請求だと今は思うのですが、それも公 表されていると思うのですが、成果がどういうふうに、市あるいは市民 の方に還元されているのかっていうこともわかるとありがたいなとい うふうに思いました。</p>

	委員	<p>生活給っていう部分からいうと、正直そんな多くもない。私個人の感覚でいうと、この金額でも生活はできるんですけど、多分周りを見ると、特に米原だと名古屋とか京都とか大きい企業で働いている人が多いので、実際議員になると多分その仕事はできない。それを、辞めてまでする金額ではないなと思います。なので、僕ら世代、僕は多分特例というのか、そんなに普通じゃないので、生活給でいうともっと上げてあげないと、わざわざなる人はいないと思います。不安定ですもんね、なると。あと、何か違ったらあれなんですけど、大津市との差を見てみると、いやらしい話ですけど、大津市 50 いくつで米原市 30 万というこの違いが純粹に、理由がわからないです。なんで、同じ仕事をしているのに、こんなに違うのか。なんなら彦根市とも大きく違うので、それなら、よりなりたい人は米原市ではなくて、大津市に行って、そっちで立候補した方がいいんじゃないのとか思うので、なんかすごく肌感覚で申し訳ないんですけども、そう思いました。</p>
	会長	<p>大体県庁所在地の市っていうのは、高いんですよ。更に言うと地方議会議員でも、県議会議員になるともっと高いですし、それから政令指定都市、名古屋市とか高いんですよ。でもそれには合理的な理由はないと思います。</p>
	委員	<p>こういった特別職の方の報酬という仕組みなんですけども、これは私も今まで人生の中で全く経験のない話でございまして、一般的に報酬といいますと、労働に対する対価ということになります。そうなりますと、いわゆる厚生年金であるとか、あるいはまた雇用保険であるとか、そういったものに加算するということになるわけなんですけども、そういうふうなものに加算するというのであればこれは生活給ということに認められると思うんですけども。その辺のところは、まだ厚生年金加入が認められてない、雇用保険も認められてないということになりますと、やはりこれは特別職的なね、そういった考え方の、いわゆる報酬なのかなあという気がいたしまして、そうなりますと、やはり議員さんがどれだけ市民に対して有益な活動をされたか。また、市民が安全に安心して暮らせるための取り組みをどういうふうになされたか。そういった私は中身の問題によって、いわゆるこの報酬というものを、そうした視点からでも検討する必要があるのかなと。</p> <p>それともう1点わからないんですけども、この政務活動費なんですけども、米原市の場合 12 万円ということですが、党派に支給されるもの、これも党派の議員の方の、1 人当たり 12 万円掛ける人数で党派に支給されるということですが、個人にも支給されていることがございますが、党派と個人とダブルで支給されていることになるわけですか。以上です。</p>

事務局	<p>今のご質問ですけれども、会派というものがあって、会派に属されていない方もおられるということで、会派に対しては先ほどおっしゃっていただいたように、1人1月1万円掛ける12月の会派の人数分というものを会派に支給をさせていただいておりますし、会派に属されていない方に対しては、1人1万円の12月分ということで、支給していますので、その会派にさらに個人に対してっていうのは、ないですね。単純に1人1万円掛ける12月を配っているっていうふうな感じです。</p>
委員	<p>そうしますと、やっぱり政務活動費というのは、会派の中で活動されて、消費されるということになるわけですね。</p>
委員	<p>いまいち分かってない点多々あるかと私自身思うんですけど、今までにその定数を改正したり報酬額を改正したりする時の、その時はそれなりの検討がされて、理由もいろいろあったと思うんです。それをちょっと知りたいのと、まずそれを知りたいと思います。</p>
会長	<p>これらについては、次回に分かるような資料をいただければと思います。</p>
委員	<p>私、本当に場違いな考え方をずっとしているかもしれないんですけど、議会の方へ、議会があるときはお給料あるけれども、議会のない時も30万いただいてらっしゃるんですよ。その時に、どれだけの仕事を米原市のためにされているのかなっていうのが、すごくずっと疑問に感じていて、それでも何もなくても30万もらってらっしゃる方もいらっしゃるのかなあと思ったり。果たしてどれだけの方が米原市のために、動いてらっしゃるのかなっていうのがずっとあるんですけど。なんか今の、昔の議員さんだったらなんか、自分の町のためっていうのがあったかもしれないんですけど、今の方達って、あまりそういう感じに思えないんです。なので、なんか骨のある議員さんがいらっしゃらないなあって思っている現状なんです。ごめんなさい。なんか場違いな意見ですいません。</p>
会長	<p>活動の状況については、こちらの資料の現状の3ページには、本会議とか委員会の日数というものは出ているんですけども、それ以外の独自に、個別に政治活動されていることについては、資料としてはありませんので、どういうことをされてるのかっていうのは、おそらく推測ですけれども、多分それは温度差があるんじゃないかと思います。ものすごくやってらっしゃる方もいれば、言葉悪いですけども、何もしていない方もいらっしゃるんじゃないかなっていう気がします。政治活動をどういうふうに計っていくかっていうところも、難しい問題があると思います。</p>
委員	<p>定数が減れば全体として報酬額が減るとは限らないということですよ。定数が減っても、報酬額は1人当たり増えることもあるという</p>

		ことですね。
	事務局	今の御質問ですけど、いろんな考え方があると思います。おっしゃるように、定数が減って、報酬が上がるという考え方もございますし、結局、議員の報酬と定数っていうのは密接にやっぱり関わってくるものかなというふうには思いますけれども。
	会長	<p>その辺もこの委員会の、実は議論の一つになるんじゃないかと思いますが、何度も見てきていますように、決して米原市は、財政豊かな自治体ではありませんから、単純に報酬を上げるっていうことに対して、やっぱり市民感覚として本当に御理解いただけるのかと言ったところは当然あると思うんです。議員定数の削減も、一つの考え方です。私は決して誘導するつもりはないんですけども、やっぱり議員定数は減らして、より絞っていく。その中で、予算を増額、純増せずに、今の予算の中で、できる限り議員報酬を上げると、そういう考え方も一つ合理的な理由としてはあるんじゃないかなというふうに思うんです。そういったことも含めて、我々この委員会で考えていかなきゃいけないということになるかと思います。</p> <p>今日は皆さん私も含め感想的なことしか申し上げられないんですけども、何か具体的な例えば在り方といいますか、たたき台みたいなものは、次回、事務局から示していただくことは可能でしょうか。</p>
	事務局	<p>今ほどのことでございますが、先ほど来から資料の追加について、提供させていただきたいなということ、もう一つはいろんなシミュレーションといいますか、今のうちの議会の議員さんですと年配の方が多いんですけども、実際に若い方もおられる中で、その生活といいますか、そこら辺のシミュレーション的なことも出せるんであればちょっと出していきたいな。要は、ちょっとこれ僕がこんなことを言ってしまうとあれなんですけど、議員さんは、先ほど委員が言っていたように報酬ということですよ。</p> <p>先ほど副会長もおっしゃっていただいたように報酬という中で、議会が開かれてないときはなんでっていうふうな、当然そういう疑問あっていいと思うんです。そうした中でその報酬の考え方といいますか、今後どういう議会像を求めていくのかっていうふうなことも含めて、ちょっと他ではやってないと思うんですけども、そういうような資料もちょっと出せたら出していきたいなというふうには考えております。一番最初にこの長たらしい資料を読まさせていただいたのも、少し本来の議員さんの立場っていうのが、昔の名誉職っていうのがずっと引きずられている中で、何もしとらへんやんかというふうなのが、やっぱり先行しやすいんですよ。</p> <p>それって、やっぱりその今後、米原市を支えていってもらうために</p>

		<p>は、やっぱり優秀なっていう言い方おかしいですけども、やっぱり人材がそこに集まってきて、議論をしていただくというふうなことが必要になってくるのかなというふうに思いますので、そこで合理的に判断していただけるような、何か資料を模索していきたいというふうには考えております。すみませんちょっとまとまりがなくて。</p>
	会長	<p>事務局のお立場としましては、答えありきみたいなことに誤解されてはいけませんから、こういうふうにしてくださいということはなかなか言えないと思うんですが、この短い中でも現実的に予算の問題ですとか、ある程度のシミュレーションというものを示していただかないと、やっぱり議論にならないと思うんです。そうした具体的、現実的なシミュレーションと、一方で今次長さんがおっしゃったように、我々は、結果的には、報酬ですとか定数ですとか、かなり具体的な数字というものを、答申しなきゃいけないということなんですけども、ただそこに込められた意味といいますものは、次長さんおっしゃるように、単なる数の増減ではなくて、どういう議員像をこれから求めていくのかということ、やっぱり答申の時に意見として、委員会として申し上げたいと思うんです。そういう意味では非常に根源的な深いことから、そしてまた、実務的に、やっぱりこのぐらいの額でいくんだとか、こういうことも同時に答えを出していかなきゃいけないもんですから、そういう事務局の方はそこは恐れずに、こうなったらこうなるという案を出していただきたいと思います。</p>
	委員	<p>今、追加資料出していただけるということでございますが、先ほど来、説明もありましたように、議員さんには政策提案機能もあるということでございますが、今までどのような政策を提案、提言されてきて、それが実際に我々市民に対してどのように適用されているのか、そういったものがございましたらちょっとまたね、お示しいたきたいということが1点と。もう1点、最近非常に災害が大型化して大変な形になっているわけですが、議員さんは、災害に対してどのような役割を担っておられるのか。そこら辺のところもちょっとね、お示しいただいて、やはりそこら辺によって議員さんが、どのような活動されているか、それが報酬に値するような活動であるかどうかということの一つに、何か私としては判断材料になるような気がいたしますんでね、そこら辺の、資料がございましたら、またちょっと御説明いただけたらありがたいと思っています。</p>
	委員	<p>僕も一つだけ、可能であればなんですけど、その報酬が増えたりとか、仮に議員定数が増えることによって、多様な人が来るのかどうかというの、すごくわからなくなって、いや給料上げたからといって多様な人が、別の要因もきっとあるだろうと思うので、なんかそういう</p>

		<p>全国的に例えば、本当に議員報酬を上げると、多様な人が来るのかとか、なんかそうじゃないような気がするの、なんかそういうのって、ないんですかね。感覚的なところからちょっと外れたいなあって思いますので。</p>
	副会長	<p>2つありまして、議員活動として年に数回、議会報告会っていうのを各地域でされています。写真とか見るとどうもその男性、中高年の男性は参加しているけれども、まさに今のひとり親、子育てとか大変なところの課題を持っておられる方の参加がないような写真のように見受けるんですが、このあたり、市民に開かれた議会として、今ある課題に対してどういうふうはこの報告会というのをやろうとされているのか、その中身の問題。それと、どういうところに関心があって、来られているのか、来られてないのか、その辺の動きが一つ知りたいというふうに思いますのと、本来は議会活動に対してもっとみんなが関心を持てるような工夫を議会としてどうなされるのか。そのためには例えば、昼間にしているだけでは学生さんにしろ働いている人は一切見ることができませんので、土日夜間開催みたいなことの、この検討というか、実施するのはなかなか厳しいと思うんですがそのあたりや、何かそういう議論をされたのかどうかということも、今日までのこの議会改革の中での経過として教えていただきたいな。</p> <p>ちょっと離れますが、外国では、仕事を持ちながら当然にして若い方が、議員活動されてその方は土曜日であるとか、あるいは仕事が終わってからの議会開催っていうことでより参加の枠が広がっているような話も聞いたことがあります、そういうふうなことの情報も踏まえて、議会としてどのような議論をされてきたのか、されようとしているのか、ということがわかれば教えていただきたいと思います。</p>
	会長	<p>議員発案条例とか、議員提案の実績が米原市議会におありなのかということも、ぜひ教えていただきたいと思います。また防災をはじめ普段の政治活動は、どういうものをされているのか、それから副会長がおっしゃったように、今までの議会基本条例に載せているような、報告会とか検討会とか、そういった活動も実際どんな感じでされているのか、政務活動費の内容も具体的に教えていただきたいと思います。また、参考になるような全国の例がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。</p> <p>ちょっと宿題が多くなってしまいましたけれども、できる範囲で結構でございますので、事務局、御準備いただければありがたいと思います。</p> <p>それでは、今日のところは審議としましては以上とさせていただきます。</p>

8 その他	会長	連絡事項等、事務局ございましたら。
		(なし)
	会長	<p>それではコロナの時代でございますので審議会もなるべく短縮してということになっておりますので、これからもなるべく短縮し、11時半、1時間半以内で終わらしていただきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は第1回目でございますけれども、どうもお疲れ様でございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
9 閉会		11時23分